## 〔研究ノート〕

## 宗教法人の管理運営とそれを取り巻く法的問題

## 藤原究

ご紹介いただきました藤原でございます。私は宗教法人を取り巻く問題を中心に研究をしておりますが、最初のスタートは、宗教団法人が行う不法行為について、どう責任追及をするかという視点でした。関連する事例を見ていくと、宗教法人が問題を起こすということは、やはり宗教法人側にも何か不安定な点、追い詰められている点があるというのも一つ事実で、宗教法人・宗教団体という存在をこれからどう活かしていくのか、社会に資産として、これからどう位置づけて行くべきかという部分にだんだん視点を移して今は研究を続けているところです。今日は、いろんな資料を使いながら、宗教法人・宗教団体がどういう問題を抱えていて、社会環境と宗教の関係はどういう状況なのかということを中心にまずお話しをしながら、実際どういう問題が起きているのか、それにどういう対応をしているのか、それから最後に宗教法人はこれからどの様になっていくのが良いのかのヒントを考えていきます。

近年宗教法人をとりまく環境が、どうなっているのかをまず見て行きます。これは統計数理研究所がやっている「国民性調査」というものですが、その中で信仰とか信心を持っている人がどれくらいいるのかというデータです。何となくイメージ通りだと思います。年配の人は40%ぐらいいて、若い人はあんまりいないということですけど、面白いのが、男性の方は40代から1回減少しますが、女性は段階的にずっと増えていくという傾向があって、毎年そういう傾向が出ています。ただ、全年代を経年で見ていくと、やはり全体的に信仰心を持つ人は、緩やかに下がっているということ

で間違いないと思います。大雑把に言うと3割くらいがいわゆる信仰している人で、7割くらいは信心が無い人ということになります。ですから、そもそもマーケットとして、3割しかいないマーケットで勝負しないといけないというのが、宗教団体が置かれている状況です。年代別に見ていくと、40代は完全にどんどん下がっていく状態で、高度経済成長が終わったあたりからは、継続的に下がっている状況で、2割しかないという状況です。50代になるとちょっと上がる。60代になるとまたちょっと上がりますけど、60代の下がり幅っていうのは、先程の40代と比べてもらえば分かるんですが、40代の下がり幅と比べて、60代の下がり幅が非常に大きいです。実際に後でまたご説明をしますが、終末期に向かって、これからはより宗教にお世話になるという可能性が高くなる人の、いわゆる信心の割合っていうのは、思った以上に減っているという状況をまずご理解いただければと思います。ただ、70代でちょっと上がるというのもありますから、一概に言えない部分もあると思います。

同じ調査で、宗教心というのが大切なものなのかどうかということを議論しているのがありますが、大切だと思っている人は、実は67%まだいるということです。大切じゃないという人も、一方で増えている状況はありますが、まだ信仰心に対して、全く関心が無いというか、全く認めないという状況ではないという、そこに十分価値とか意味合いというものを見出している人が多いということがわかります。後は来世を信じますかとかあの世を信じますかというような質問に是と回答する人の割合は、減っていないという状況があります。全体として、どちらとも言えないっていう人も省いてしまうと信じている人が若干増えている。こういう背景は、オカルト的なものに利用されているという状況があるという点もあります。

一方で、宗教のほうは、どういうような体制かという点を見ると、仏教 寺院は全国に法人でいうと77,000法人ありますが、コンビニの店舗の数は 51,000店舗しかないので、コンビニよりお寺のほうが多いという状況です。 たまに高校生とかで美容師になりたいっていう話を聞いたりすることがあ

ります、その時僕は、「コンビニの5倍くらい美容院あるけど大丈夫」と聞くようにしています。それだけ過当競争な業界だと言うことを聞くわけです。だから大体、宗教団体全体だと、美容院よりかは少ないですが、ただ全員が全員頭を持っているわけですから美容院を利用しに行く割と、全員が信仰する宗教を持っていない状況で宗教団体の施設に行くのかということを考えれば、ハードルは宗教団体のほうがより高いのです。

ただお寺の数が多いのか少ないのかという話になると、ちょっとここも 難しいところがあって、全国の中では10万人当たりでお寺の数が一番多い 県というのは滋賀です。滋賀と福井が非常に多くて、突出して多いと言わ れています。逆に少ないのは神奈川と東京です。ちなみに愛知の場合どう かというと、愛知の場合は61寺なので平均よりは少し少ないということに なります。ですが、お寺の絶対数で一番多いのは愛知です。このデータは 初めて見た時に、僕個人として、愛知はかなりお寺の多い所という印象を 漠然と持っていたので、納得しました。最も少ないのは6.05寺で沖縄です。 沖縄県は、宗教的な背景がかなり違うので省いて、それ以外は、神奈川、 東京、鹿児島、埼玉と続くのですが、首都圏はどうしても開発等で、お寺 がどんどんと潰されていくっていう点もありますので、埼玉県は納得です。 そういう意味では鹿児島が3位、少ないほうから数えて3位に入っている というのは、結構特異な事例だと思います。それについては後でご紹介を したいと思います。ちなみに神社が一番多いのは、確か高知だったと思い ます。でも高知のお寺は少ないんです。これは鹿児島、高知だけなのです。 今、鹿児島の話をしましたが、鹿児島は、実は江戸時代までは千ぐらいの 寺があって、決して少ない県ではなかったのです。それが、明治維新の時 に廃仏毀釈でかなり潰されてしまい、それで減ってしまっているわけです。 だいたい神社とお寺は相関です。正の相関で、だいたい寺が多ければ、神 社も多いというのがだいたいの傾向です。特殊な例が高知です。高知とい うところはお寺は少ないけれど、神社は多いという特殊な例ということに なります。あとは、持ち家と寺院も相関するとされています。やはりお寺 がある地域というのは、広い土地があって、持ち家を持てるということが ひとつ条件になっているかなという感じです。寺院の分布は、実はいろい ろな特徴があり、地方都市に行くと、だいたい一村一寺といって、一つの 村に一つの寺があるという状況が多く見られました。これは江戸時代の寺 請制度が背景にあって、その地域の行政の役所的な役割とか、教育機関的 な役割を、全部お寺が担っていた時期があったことも一因として地域にひ とつお寺が必ずあるという状況があったと思います。

一方で、例えば東京や大阪に結構多いのですが、寺町という地域が形成をされる場合もあります。例えば増上寺がその例です。大きなお寺があって、その寺の周りに衛星的にいわゆる子分の寺みたいなのがあるというような地域も結構あります。そのほかに特殊なお寺というのも結構あり、全然何にも関係無い所に、いろんな宗派のお寺が集まって、ひとつの町を作っているというところもあります。これはかなり特殊な例ですけれども、東京だと関東大震災があった時に、お寺が焼け出されて、やむを得ずお寺がいくつか移住させられることがあったようです。完全な住宅街の真ん中に、お寺が5~6軒まとまって存在しているということもあります。それは震災で集団移転したお寺の場合が多いです。

実は地方都市と大都市では、もうすでにお寺の役割はすでに変わってしまっていて、大寺院とその門前の付属寺院は、いろいろな国宝や売りになるような施設やネームバリューがあるわけで、そうしたものを活用して収入にしているようです。それに続くレベルの寺院はどうしているかというと、不動産業が多いようです。それなりに大きな敷地を持っていたり、利便性の良い立地の場合には、不動産賃貸で収入を得ることができます。ビルを建てて、賃貸で貸しつつ、ビルの中にお寺や神社がある形で生活をしている。一方で、震災で集団移転をしたお寺に関して言えば、住宅街にあるのでもちろん地域において、コミュニティの一つの核になっている場合もあるのですが、なかなか檀家さんもそう多くないということで、結構経営は苦しい部分があるようです。こうしたお寺の中には、写経の会とか、

早朝のヨガ教室とか、寄席を開くとか、いろいろな経営努力をされていて、 結果として地域において重要性が増している場合もあるようです。もうひ とつ注意しなくてはいけない点として、人口減少で地方のお寺は、凄く経 済基盤が弱体化をしています。今は一応宗教法人の話としてお寺の話を中 心にしていますが、神社も同じ話です。理屈は同じで、とにかく経済基盤 がどんどん弱体化している。当然人口が減っていく中で、名目や形はどう あれ、人からお金を受け取る業態ですので、どうしても人口が減少すると いうことは、すなわちお寺とか神社の経済基盤は弱体化してしまうことに なるわけです。大都市圏における寺院の役割は、どんどん変化している。 例えば、さっきも言ったように、お寺の考える、本来のお寺の役割という ものを地域の人が特に必要としないようになってくると、力を発揮する場 面はかなり減ってくることになります。例えば、地域のお祭りを主催する というのも、もちろんあれは広い境内があってこそできるものなので、狭 い所に密集しているようなお寺というのは、やはりその状況の中でやれる ことは限られてくる。例えば普通ビジネスであれば、「ここは、儲からな いから別のところに移転して店を出そう | 「ここは、お客さん来ないから 閉店して、もっとお客さんが来るところに店を出そう」ということが、お 店であればできますが、お寺は地域に雁字搦めになっている部分があり、 それは容易にできない。地域の檀家さんや、信徒さんに支えられて存在を しているわけですから、移動ができないわけです。今いる場所で、ずっと 商売をしないといけない。ですから、どうしても周囲の環境から影響を受 けざるを得ないというところがあり、なかなか苦しくなるわけです。

必要とされてない部分もあるわけだから、仏教寺院が無くなったところで、影響はないのではないかと言うと、さっきもお話ししたんですが、実は鹿児島県では仏教寺院の数が少ないです。例えば鹿児島県と同じくらいの広さの県というと、山形とか広島辺りが大体同じくらいの広さなのですが、数は大体 1/3 くらいしかお寺が無い状態です。その結果、一番影響を受けている点としては、お寺だけで言えば宗派の選択肢がかなり少なく

なってしまうことになります。だから、曹洞宗のお寺でお墓に入りたいと か、臨済宗のお寺が良いとか、真言宗が良いとか言った場合に、鹿児島の 場合だと、もう県内でどこか探さないと無いということになります。この ように市民の側からすると、選択する幅がかなり狭くなってしまう。反対 に宗教団体の側からすると、それだけお客さんである檀家が遠くに離れて いってしまうので、檀家さんとの付き合いができなくなることで関係はど んどん希薄化していくということで、お互いにとってやはりデメリットが あるということです。鹿児島のお寺が少ないことと廃仏毀釈の話はよく言 われていて、例えば鹿児島にお寺を見に行ったりするとよくわかりますが、 鹿児島のお寺には、結構鉄筋コンクリートでできているお寺が多くみられ ます。それは廃仏毀釈の時に、木造建築の多くが壊されてしまったので、 結果的に建て直した時には、鉄筋コンクリートになってしまった。だから、 どこでも大体、ちょっと高い所から見ると、お寺があそこにあるのが分か るのですけど、鹿児島はよく分からない場合もあります。その上、お寺の 仏像を見ると、壊れている仏像も多くあります。例えば仏像の頭しか無い とかですね。頭と胴体が別になっているのを、まず無理矢理くっつけたの もあります。アフガニスタンで、タリバン派が、仏像を破壊して、非難を 受けていた時期がありましたが、日本では、もっと昔にやられている話だっ たんです。だから仏像とかそういうものを破壊して、文化として消そうと していた時代があったということです。そういう点で言うと、元々多神教 で一神教ではない。一つの神様だけを信仰するのではなくて、いろんなと ころに神様がいるという発想でやっている日本人の国民性から考えると特 異な時代であったと言えると思います。

1671年に江戸幕府が宗門人別改帳という寺請制度を作って、お寺がその 地域の人々を管理する。なにかしらのお寺に住民が所属して、子どもが生 まれれば、お寺で名前を付けてもらう。死ねば戒名を頂くというようになっ ていた。そうした一連の流れに何の意味があるかというと、結果、それが 戸籍として通用していたのです。この村に何人が生まれて、何人死んだの かという、この村に何人いるのかということが分かる。そうすれば税金を 課す場合であっても、人夫を課す場合であっても、やりやすくなるので、 そうやってシステムが作られていたわけです。それと同時に、神仏習合と 言って、神社もお寺の中に入れちゃうみたいな形で、一緒にしていこうと いう話が出てきます。この過程で、日蓮宗の不受不施派という宗派がある のですが、そこは自分たちにお布施をしてくれた人にしか何もしないとい う団体だったので、これにそぐわないということで省かれてしまったよう です。このように、いわゆる行政の一端を担う形でお寺は発展をしていき ます。1868年に、明治政府ができてくると、今度は神仏を分離しようとな ります。幕末に平田篤胤によって、日本の伝統的な文化であるところの神 道をもっと伸ばしていかなければいけないという主張がされるようにな り、結果的に仏像を粗末にするようになって、さっき言ったように、どん どん壊してしまいました。仏像だけではなくお寺の建物も壊されてしまい ました。

その後、太政官布が出て、肉食妻帯が禁じられていたお坊さんに対して肉を食べて良いし、妻帯してもよいとされました。そうすると何が起きているかというと、僧侶が、当たり前のように世襲する環境ができました。世襲というのは、そこのお寺の住職さんの子息が、また次の住職になるということです。今では当たり前に行われていることが多いですけど、これが認められることによって、お寺というものにおける宗教性というもののうち大きな部分が破壊をされたといえます。つまりお寺の和尚さんとか、住職さんっていうのと、我々一般の市民と別に何も変わらないじゃないかとなっていった。つまりあの人はお肉を食べないし、奥さんもいないし、頭も剃っているし、特殊というか、別の人たちだと思われていたのが、一緒の人になった。それにお寺も本来であれば、その宗派がどのような教化をしたいかということに合わせて、本山から人を派遣するべきですが、前の代表者の子息が世襲するということになれば、このお寺は、代々ナントカさんが守っていくお寺ということになってしまう。このように急速に宗

教というより家業のような形になってしまった結果、葬式仏教化せざるを 得なくなっていくことになります。かんたんに言えばお葬式の中で、その 地域から経済活動をしていくことになっていくわけです。

これについては、哲学者の梅原猛さんがこう言っています。明治政府というのは、お寺を廃仏毀釈で潰します。神社に関してどうかというと、神社に関しては天皇を現人神として、神様の最上位と位置づけをしてしまったので、神社もその下に位置することになります。そうすると、この時代においては、神は天皇そのもの以外にはいなかったことになるわけです。一旦神様仏様全部死んでしまった状態、天皇の下にしか存在しないという時代が続いた後、第二次世界大戦後に昭和天皇が人間宣言をしたことで、最後の神様だった天皇という神もまた、失われてしまうということになる。すると、結局日本において、神は居なくなってしまうという状況になって、透明化してしまう、いわゆる透明な宗教性がどんどん根付いていくことになります。このときから日本人の中においては、宗教性は消されるべくして消されてしまっているという状況があったわけです。

仏教寺院においては、いわゆる教えと、先祖供養というのが、主な業務になっているわけですけども、教えと先祖供養は、だんだん分業していくようになります。つまり教えとか信仰の結果として、先祖を供養する話が出てくるはずですけれども、そうではなく、教えと信仰は別になってしまう。つまり、普通はお寺でいろんなお説教とか教えを聞くという時間が普段からあるはずなのですが、お寺が地域においてコミュニティの中心にいないので、そういうことを聞く機会も失われている。にもかかわらず、お葬式の時だけ供養してもらうという話になると、結局お寺に属しているという意識が、市民の中でどんどんなくなってきた。お寺の位置づけは人が死んだら行くところというような形になり、結果的にお寺と住民とか地域の人たちの間の結びつきは、どんどん減ってしまいます。しかも多死社会がこれから来ると言われています。いわゆる団塊の世代の方たちが、一斉に亡くなっていくと、例えば火葬場は間に合わなくなるし、当然お墓をど

うするかという話にもなります。数という点では死が希少なものではなくなり、制御できない多さになってくるでしょう。そんな状況の中で仏教寺院と市民の関係性が減退してしまうと、更にひどいことが起きうるんじゃないかというのが今の日本の状況であり、宗教団体が置かれている状況です。

次に、宗教法人・宗教団体はどのように管理運営されているのかという 話を、少ししてから次の話にいきたいと思います。宗教団体を設立するた めには、宗教団体が教えるべき教義というのが必要です。それからお祈り をする施設があって、そういった行事も行われているということ。これが 3年間行われているということが、設立のためには必要とされています。 何で宗教団体を宗教法人にするのかということですね。宗教団体というの は、単純に言えば、ある宗教を信じている人が集まっている団体ですけど も、一定の手続きを経れば、宗教法人というものを作ることができる。法 人を作ると、結果として経営陣が主体となっていろんなことができるよう になるし、財産の承継もできることで永続的活動がしやすくなるわけです。 普通だと個人で教祖、代表者みたいな人がお寺の建物を持っています。お 寺の土地を持っていますとなると、その人が亡くなった時にその人の財産 として子どもに相続されてしまうので、子どもが必ずしもお寺を継ぐつも りがない場合には、急に今日でお寺が無くなるという話になってしまうか もしれないわけです。そうすると、そこにいた檀信徒の方は困ってしまう ので、長く続けていくためにはやはり法人化をした方が良いということに なります。それから税務上、法律上いろんな優遇を受けられるという点も あります。宗教法人法では、12条で宗教法人規則というものを定めていま す。これは何なのかというと、宗教法人を設立しようとするものは、ある 一定の事項を記載した規則を作らなければならない。その規則を所轄長に 出して認証を受けることで、初めて宗教法人として設立することができま す。一定の事項とは何かというと、宗教団体の目的とか名称とか、代表役 員をどのように任命するか。あとは基本財産がどのようになっているか、

そういうものを決めなくてはいけないので、宗教法人規則の位置付けとい うのは、結構大事なものなのです。実は宗教法人というのは、包括法人と 非包括法人があって、例えばお寺だと、よく分かりやすいのですけれど、 高野山には真言宗の一番大きいお寺があって、その同じ宗派のお寺が全国 にいっぱいある。その中で高野山にある一番上の本山にあたるところは包 括法人と言われていて、真言宗のその他のお寺はその下にある、いわゆる 支店のような形になります。その支店が非包括法人と言われるものです。 基本的に大きな宗派のお寺は、上にそういうトップのお寺があるので、そ の本店にあたる本山から、例えばこういうふうな宗教法人規則を作りなさ いというひな形のようなものが作られていて、それに従って、みんなその 支店のお寺も規則を作っているようです。ただ、さっきも言ったように、 宗教団体というのは、その地域とのつながりを非常に大事にする必要があ ると言われています。さきほどもビジネスと比べましたけれど、通常のお 店が「儲からなかったら他の場所に移ればいい」っていうのに対して、宗 教団体は、簡単に移転できないですから、その地域にどうしても根差さざ るを得ないです。地域に根差すとなれば、必ずしも総本山と言われる一番 大きい包括している法人が考えていることだけが全てではなくなってく る。地域によって、いろんな差があり、その地域の特色というのがあるは ずなので、本来であればそれぞれの法人が、それぞれの法人に合わせた規 則をつくるべきではないかと僕は思っています。

あとは18条で責任役員というものが決められています。宗教法人は、実は3人以上責任役員を置いて、そのうちの一人を代表として意思決定をすると決められています。管理運営とか意思決定の全てがここで行われているのが前提です。ただ、いろんな宗派の規則を見てみると、責任役員のうち代表役員はそのお寺の住職が必ずなりなさいと、代表役員自身がこの人が良いと思う人を責任役員に任命するみたいな形で構成されていることが多いです。そうすると、適切な人が選ばれるかどうかは、代表役員の人がどのような意思決定をするかということになるので、法人の適正な運営に

とって適切な人かどうかを担保することは、この点だけではちょっと難しい点があると思います。ただその代表役員とか責任役員というのは、法令とか包括宗教法人の規則規定に違反しない限りにおいて、基本的には宗教上の規約、宗教団体の規約とか、慣習とか伝統を鑑みながら、業務の適切な運用を図るというように決められています。

あとは税務に関して、帳簿の備え付けという問題があって、その宗教団 体の責任役員としては、帳簿をちゃんと管理しなければいけないかという こともそこに言われています。それから税務上の問題です。税金は所謂宗 教行為に関しては、基本的には非課税になります。ただし、収益事業を行っ ている場合は、そこに関しては税金がかかってくるというのが大まかな区 分けです。だから、これもいろいろな問題点が指摘されていて、例えばお 墓のところでお供えするお花とか、お線香とか売ったりすると、収益事業 だというふうになっています。一方でおみくじは、収益事業なのか収益事 業じゃないのか、お守りは収益事業か収益事業じゃないのかという問題が あります。販売しているものも実費に近いものにすることによって、非課 税になる場合もあるのですけど、結局ところは商行為になっているかどう かなんです。商売として成立しているかどうかという問題と、あとはその 宗教性がどれくらいあるかという問題で判断されるので、難しい判断にな ることも多いです。最近の話としては、高野山によく見られるような宿坊 を経営する場合、高野山では外国人の人が来て、好んで宿坊というお寺が やっている宿みたいなところに泊まる。宿坊というのは、本来はかなり粗 末な宿なので、本当に部屋も狭くてそんなにゆったりしたスペースもなく て、食べ物も当然肉食をしないということなので精進料理です。だから豆 乳鍋に野菜が入っているとかです。後はがんもどきが煮てあるとか、そう いうものが出てくるわけです。宿坊自体は元々あったんですが、これが結 構人気があるということが分かってくると、色々な団体が参入しはじめて きます。では、今どうなっているかというと、ごく安く提供している宿坊、 これは非課税です。ただし、ちょっと部屋を豪華にして、過ごしやすくし

て、食事も若干アップグレードするとかになると、課税だというふうになっていたりします。あとは、例えばお寺の施設で、昔は何に一番使われていたかというと、法要とかです。人が集まったりするのによく使われていましたけれども、それも、例えば公共団体に貸し出したりする場合は非課税にしますが、別に自由に使っていいですよ、宴会やってもいいですよってやると、当然課税になるというふうに、税金上も、かなり無理している感があるように思えます。

そういった設立と管理運営における問題点のうち、具体的にどんな問題 が今起きているかというお話しをしていきたいと思いますが、これは具体 的な事例で見て頂いた方が多分良いと思うので、有名なものから、いくつ かご紹介しようと思います。和歌山県の串本というところにあるお寺があ ります。そのお寺の歴史は古くて、1786年に再建とされているので、少な くともそれより前からあったということです。檀家の軒数も1.200軒と、 かなり大きいといえます。さらに、こちらのお寺には円山応挙の襖絵があ り、国の重要文化財になっていますので、そういう点ではかなりビジネス 的には恵まれたお寺であり、地域にとっても非常に重要なお寺だと言える と思います。そのお寺で、平成5年に、お布施の値上げをしようと住職さ んが言ったところ、檀家と住職との間に対立が起き、当時の住職が退任を してしまう。その後任として、本山から東福寺派の信徒課長の方が代理住 職といって、住職代理のような形でいらっしゃったわけです。その後は、 檀家の人たちとの対立が元々あったものですから、みんなで仲良くやりま しょうということで、檀信徒の希望を反映させた民主的な寺院運営を行お うということを決めました。規則の見直しとして、檀家の総代、檀家の代 表の人は選挙で決めてほしい、責任役員は檀家の代表者の中で決めましょ うということにしました。先程代表役員については、専任役員が3人いて そのうちの1人が代表役員という話をしたと思いますが、その3人で運営 におけるいろいろなことを決めていくことになります。では、その3人を 宗教団体側がどう決めるのかというと、大体は現場の住職が自分で決めな

さいとか、近隣の住職さんと持ち合いしたりするわけですけど、ここのお 寺は特殊で、お寺を支えている信者さんの中で、みんなで選挙して決めれ ばいいと。その人自身がなるのか、それともその人が信頼できる誰かがな るのか、いずれにしても民主的な選び方になったわけです。さらには、法 令に違反する場合には解任するよとか、代表役員として相応しくない行為 があった時には解任するよというようなことを決めました。これによって、 さきほどのお布施の値上げをスタートにして、住職と信者さんたちが対立 をして、その対立した中で、みんなで決めていこうっていう形にして、も し何かあった場合には、住職であっても解任できる、辞めてもらうことが できるというふうにしたわけです。これはかなり、ある意味では普通の組 織だったらそういうことになるよなとは思いますけど、お寺にとっては、 非常に特殊なやり方だと思います。その後ですが、民主的な運営に変えた 住職さんというのが任期満了を迎えて、元のお寺に戻られることになって、 同じようにその宗派から、現住職さんというのが任命をされてやってきま す。その後12年経って、何が起きたかというと、総代の専任役員によって 代表役員の住職を解任するという事件が起きるわけです。どうしてそのよ うな事態になったかというと、例えば会計書類いわゆるお寺で使ったお金 に関する書類というのも、全て檀家さんの会に対して出しなさいと決めて いました。お寺のお金をこう使いましたというのを、檀家さんたちに必ず 出すようにというように決めました。その結果、そこから使途不明金が 500万円ぐらい出ているということがわかりました。それから責任役員会 が全く開かれませんでした。開かれないというのはもちろん背景があって、 代表役員であるその住職さんは、自分のやりたいことがあるわけですけど、 そのやりたいことに檀家さんが反対しているのです。「そんなことやらな くていい」とか「やめろ」なんて言われるので、「もうやらないよ」って やらなくなっちゃったということです。先程言った文化財の円山応挙の襖 絵があるんですけど、その取扱いとかがちょっとおかしいと、それに関す る出張が多いという点について、まあ揉め事になったわけです。もうすこ

しこまかく言うと、重要文化財の円山応挙の襖絵というのは襖なので、そ のまま置いとくと風化してしまうと。そこで東京のIT会社を入れて、デ ジタル化しました。デジタル化して、いつでも見られるようにアーカイブ 化したということですね。そうすると当然、保存という点ではいいかもし れませんが、そのアーカイブを見るためには1回700円払わなきゃいけな い、本物を見るためには1.300円というふうにしたので、結果的に元々の 檀家さんたちは、いつもその襖絵を見ていたのに見られなくなってしまっ た。さらにその襖絵の重要文化財を国宝に何とか格上げして欲しいと、こ の住職さんの考えとしてあったらしく、そのための出張というのがすごく 多かったようです。だから、お寺にあまりいらっしゃらないで、ヨーロッ パに出張するとか、東京に行くとか、展覧会があればそこに自分が持って 行ってというように、まあ檀家さんからすると、遊びに行っているのでは ないかと思われていたようです。元々の話で言えば、この串本のお寺は、 1.200軒も檀家があるので、不意にお葬式なんかが起きることがあるわけ です。その時に、「住職どこに行ったの。お経をあげてもらいたいんです けど |と言っているのに、いないと。 「どこ行っているんですか |、「ヨーロッ パに行っています | 「10日位帰ってこない | となると、それでは待ってら れないということで他のお寺から代わりの人に来てもらってお葬式をする ということになると、結局檀家のためのお寺じゃないじゃないかと、その 重要文化財をどうするかの問題は別に我々は興味ないんだということに なっていくわけです。

何がこの場合、問題になるのかというと、宗教団体の宗派のいわゆる規則と個別のお寺の規則がかみ合わない。宗派全体では民主的に人を選ぶ、代表者を民主的に選ぶみたいなことは全くしてなかったわけです、この串本のお寺だけは、民主的に選ぶというふうにしていたという点、これが合わないから何だという話です。それから、どちらが優先されたのかという点。それから、そもそも適切な寺院運営とは何なのかという話です。つまりさっき言った、重要文化財の取り扱いとその出張の話が、お寺の人たち

にとってどういう位置づけなのか。これが正しいことなのかということを、誰がどう判断するのかという問題です。これ自体は別に絶対的な結論が出ているわけじゃないですが、裁判自体は終わって、この檀家による住職の解任決議というのは、有効と判断されて、解任されることになり、最終的には裁判所の力を借りたわけです。適切な寺院運営という点で言えば、少なくとも檀家さんが支えているお寺という前提で考えるのであれば、檀家さんの意向というのは反映されるべきですし、もう一つの論点である宗派の規則と個別の寺院の規則に齟齬がある場合に関しても、これは宗教法人法も包括法人は非包括法人に対して、不当な圧力を加えることはできないわけです。個別のお寺に規則があって、それは包括法人だろうが、非包括法人であろうが、一つの宗教法人ですから、その宗教法人のルールは、その宗教法人の中では絶対的なルールです。だから本山のお寺の規則と違うとしても、そのお寺で独自にルールを作れば良いわけで、それが必ず有効になるという点です。

それから次の問題点として、ペット霊園の話が最近多く聞かれます。ペット霊園が収益事業に当たるかどうかという話が実際最初は多かったです。ペット霊園の収益事業性は、それほど議論のないところです。今はどちらかというと設置すること自体がどうなのか、それから廃止する場合どうするのかという問題が、かなり大きくなっています。明確な設置基準というものを条例等で作っている市町村もありますが、多くは無いんです。例えば、ある市町村だとこういうふうに決まっていて、例えばペット霊園を経営するものは、事務所を市内に作って永続的に経営できるものでなければならないと決められています。あと土地をちゃんと持っている、所有権を持っているかです。賃借地で経営するとなると、土地代を払うとか、借店舗とかでペット霊園やるという乱暴な例もあるので、基準を置いているということです。逆に廃止する場合どうするのかというと、実はペットの埋葬した死体、埋めた死体とか焼いたお骨っていうのは、基本的には法律上の枠に入っていないので、トラブルになる可能性がここにあります。必ず

他のペット霊園に移すとかでなければ、ペット霊園は廃止できないという ふうに決めているとか。予め利用者にそのことを説明して、その廃止する ことを、ちゃんと予め説明したうえで、お骨に関しては相手の心情に配慮 して対応しなさいよ、しますよっていうふうに決まりがあるかどうか。こ ういうことがちゃんと決まっていないと、廃止してはいけないという基準 を置いているところもありますが、全くそうでない所が殆どだったわけで す。そうすると、どういうトラブルが起きるかというと、じゃあペット霊 園やめますというときに、普通刑法上は、人間のお墓だったら罪に問われ るわけですけれども、ペット雲園の場合は、条例の規制しかないので、経 営側がいい加減だともうやりたい放題なわけです。実際の例で言うと、あ れは兵庫県だったと思いますが借地にペット霊園を浩ったけど、土地を返 さなきゃいけないということで、一旦全部お骨を掘り出して、隅の方に袋 か何かに入れて山積みになっていました。これどうするって話になって、 もちろんどれがどの骨かも分からないものですから、どうにもならないと いう話です。どこか引き受けてくれるところを探していますといいながら 骨が野晒しになっているのです。そんな例もありますし、マンションの一 室とかアパートの一室みたいなところに、コインロッカーみたいな棚が置 いてあって、そこが納骨堂みたいになっているところがあるのです。建物 が取り壊される時に何の連絡もなしに、いきなり行ったら無くなっていた とか、そういった例もあるので、かなりトラブルにはなっているというこ とです。

次に文化財の保護です。これも結構大きな問題で、実は文化財はかなり日本全国にいっぱいあるわけですけども、お寺が持っているものと、個人が持っているものがあるわけです。だから、文化財がどこにあるか所在不明になっている文化財というのが結構あるのです。そのうち118件は個人のもの。これはしょうがないです。個人が持っているので、どういうふうに調べるかというと、文化財に指定されているものは、誰かに売ったり譲った場合には、必ず届け出を出さないといけないんです。その届け出を出さ

ないで、誰かに譲ってしまったりすると、これが行方不明になってしまう わけです。個人所有のものは、基本的にそれが文化財として重要だとが伝 達されてない場合が結構あって、何かこれ綺麗そうな壺だから古物商に 売っちゃえとか言って売っちゃって、それが重要文化財だったってこと結 構あって、それで所在がわからなくなってしまうわけです。結果そういう 形で無くなる。あとは盗まれて持ち主が分からなくなってしまうこともあ るのですけど、寺社が所有するものは、所在が分からない件数は、それほ ど多くないのですが、その理由はほぼ盗難です。23件盗難なので盗まれて しまっているということです。お寺は当然、例えば仏像だとか、この襖絵 だとか、香炉だとかが、重要文化財だということは、もちろん分かってい ますので、そういう物としてずっと扱っているわけですけど、セキュリティ の問題です。つまり個人が所有している場合には、大事な物だと分かって いれば、自分で大事にしまったりするわけですけど、寺社が所有するもの は、ものが大きいとか、その他色々な事情もあって、セキュリティ対策が 難しい場合もあります。夜はカギを閉めていると言っても、南京錠か何か で戸締まりしているだけですから、何か悪い人が来て、バールでガンって 開けて、そのまま持って行かれちゃうということは結構あるようです。千 葉県のこじんまりしたお寺ですが、重要文化財になっている立派な百面観 音像があり、非常に貴重なもののようです。素晴らしいなと思って。ただ 全くもって何のセキュリティ装置も見当たらない。見たところ防犯カメラ も無い。どういうセキュリティかというと、仏像が大きい割に建物が小さ くて、そこに至る道も細いので運び出せないようになっているということ でした。そういうお寺ならいいですけど、費用面などからセキュリティ対 策できないお寺も多くて、文化財の保護の観点で言うと、お寺もかなり困っ ているということです。文化財のうちどれくらいがお寺にあるのかという と、建造物とか美術品のうち、40%くらいは大体お寺が持っているようで す。文化財保護の場合の所有者の義務が決められていて、文化財を持って いる人は、所在確認、所在変更とか、壊れてしまった場合には届け出をし

なさいというように決められています。これによって国の側は、誰が持っ ているかを常に把握できる。管理して修理することもしなきゃいけないで すし、可能な限り公開もしなきゃいけない。例えば誰かに文化財であるそ れを売るという場合には、必ずその時に同じように国にも売ると言わな きゃいけない。「売ろうと思いますけど、国の方で買います? | と聞かな くてはならない。それで国が必要だと思えば買い取るという形で、国が買 い取らない物しか譲渡できないという形になっています。そうすると、文 化財を持っている人は修理もしなきゃいけない、公開もしなきゃいけない となると、すごく踏んだり蹴ったりになってしまう。ただ税制上の優遇は あって、重要文化財の建造物は、固定資産税非課税ですし、相続税も7割 控除されますので、受け継いでいくという点においては、多少メリットは あるのかなということです。それから修理保存に関して言えば、重要文化 財保護活動資金という補助金がありますので、原則は50%くらいまでは補 助金が出ます。結果としてお寺の状況とか各市町村の追加の補助とかがあ るので、概ね2割の負担できれば、例えば本堂の建て替えも可能です。こ のあたりのお寺でいうと、愛知県江南市は、今年曼荼羅寺に、多分8.000 万円くらい補助金が出ていました。補助金の予算は、文化庁の管轄なので すが、文化庁の予算というのは、実はあまり増えていないのです。一方で 文化財保護のための補助金の予算というのは増えています。文化庁の財政 を圧迫しているということですね。文化庁は今力を入れているのでやらざ るを得なくなっているということです。例えば、さっきも8.000万円くら い補助金が出たという話をしましたけれども、おそらく総工費は1億円を ゆうに超える。たぶん総工費に収まらない。曼荼羅寺は、檜皮葺っていう 檜の皮で作った屋根の大きいところで有名ですが、今建て替えてるのです。 あの大きさでやると、当然高額の費用がかかるので、お寺さんだけでやる のはちょっと厳しいということだと思います。

そして、京都とか奈良もそれは多いのですが、修学旅行生が減少して、 拝観料が頭打ちというような話題もありますが、その分外国人観光客も来 ているので、必ずしも減っているとは言えないと思います。反対に奈良県なんかは修学旅行生の拝観をお断りするっていうお寺も結構あるようなので、それが理由ではないだろうという気がします。つまりお寺が、どういう収益モデルで自分たちが残っていくかを、あまり考えてこなかったからじゃないかというふうに思ったりもします。

そういった前提を踏まえて、宗教法人と市民の意識がどう乖離をしてい るのかを見ていきたいと思います。ここからは、僕が3年前に科研費をい ただいて、全国調査をしたデータによるものです。これは調査会社を使っ て、人口分布とか、男女比とかに合わせた調査をした結果です。「特定の 宗教集団に通う頻度ってどれくらいありますか」という質問に対して、ほ とんど通っていないという人と、通っていないという人を合わせると、 75%の人が通っていないと回答しています。先程言いましたが、「宗教を 信じていますか | という質問に対して、信じている人は3割くらいだとい う話が最初にありましたが、これとほぼ一致しています。中でも、週1回 通っている人が10%ぐらいいますが、月に1回通っている人は、もう5~ 6%で、10%いないわけです。これは全年齢なので、濃厚に関わっている 人は少ないということです。この、「実際に宗教団体が、どういう公益的 活動として取り組んでいるのか知っていますかしという質問について、一 番多く回答されたのは何かというと、いわゆる「お祈りをしていますよね」 とか、「おまじないしてますよね」、「祈祷していますよね」というのもあ るのですが、「幼稚園や保育園をやっています」というものです。幼稚園 や保育園というのは、公益事業というくくりではないのですけど、逆に言 うとそれぐらいにしか実は考えられていないとは言えないでしょうか。あ とは「高齢者を対象とした活動もやっている」ということなのですが、あ れはただ高齢者が集まっているだけで、別に活動しているという向きもあ りますが、僕は非常に重要な活動だと思います。これは震災の後だったの で、結構「災害救助に関わっている」というような回答はありました。そ れに比して、取り組んで欲しいものは何かというのを見ると、実は「非行 から立ち直り」とか、「精神疾患や薬物中毒」そういったものに対する活動をして欲しいと言っていて、特にまじないとか祈祷に関する、左から2番目で上から4番目にある、1.9という数字ですけど、実際に取り組んでいるのは何かというと10.1やっているのはこれだというわけです。やっているのはこれですと言っているのだけど、実際はやって欲しいとは思ってないというので、つまりやっていると思われている、実際にやって欲しいということに、すでに乖離が出ているということは、つまり期待感にずれがあるということです。「宗教団体って我々の期待に応えてくれないよね」ということを、最初から思われてしまっているということが、この調査結果です。

それから「宗教団体のために実施すべき保護政策は、どういうものがあ ると思いますか」と質問したのですが、トータルと各年代とを比べてもら うと分かりやすいかと思うんですが、そもそも「特にない」、「保護する必 要はない」という人が8割ぐらいいるというのが一つあるのと、あとは年 代があがればあがるほど、今行われているような保護策に近いもの、例え ば「宗教団体の建物と土地の税金を優遇する」は、実は行われているので すが、若い世代では「このような保護は必要ないだろう」と、だけど60代 くらいになると「いや、やった方が良いよね」となるということです。あ とは「宗教団体の経済的状況を非公開にする」あとは「代表者の所得の税 金を優遇 に関しては、かなり低いということです。それから寄付は、こ の二つ、何が違うかと言うと、宗教団体側の税金が免除されるべきだとい うふうに考える人と、寄付をした側が税金を免除されるべきなんじゃない かという考え方の違いです。現行は寄付した側の税金は軽減されません。 貰った側は、税金がかかりませんので、免除されるという状態になります。 だからこれも市民の思いと制度は逆になっています。いわゆる払った側は、 税金を免除されてもいいじゃないか。今はふるさと納税もあるから、それ と同様で良いじゃないのかという意見もあるのですが、これはされてない

わけです。さらには地域の活動と、宗教との関係を見ていきたいのですが、 地域の活動により、頻繁に参加する人というのが、棒グラフの上の方になっ ています。下の方に行くに従って参加しなくなっていく。年に1回又は全 く参加しないに下がっていくのですが、毎年行われる例えば法事や、何周 年とか何回忌という「お寺の行事に対して、お金をいくら払っても良いで すか」と質問をすると、地域の活動に全く参加していない人というのは、 一番下の支払いたくないという人が一番多いです。逆に地域の活動に参加 している人は、1万円とか5万円くらいなら払ってもいいじゃないかとい う人たちが多いという。だからやっぱり地域の結びつきと、宗教団体に対 する経済的支出は、常にリンクしている部分があると言えます。あとは「日 本社会に、宗教団体が受け入れられるときに、何が必要だと思いますか! という質問に対して、「国から保護するべきだ」ということが、かなり少 ない。法的な保護とか財政的な支援は、要らないと言われてしまっている のです。「特にない」という人ももちろんいますが、あとは右から1、2、 3、4、5番目です。「宗教団体が自ら自浄作用を発揮して、団体をちゃ んと取りしまるべきだ と、この団体はおかしい団体だというのを、ちゃ んとやるべきだとか、「国がそうやるべきだ」とか、そういうを主張して いる人はかなり多いですし、「そういうことをより質素に運営するべきだ」 とか、「宗教団体の代表者の人格が素晴らしいことが大事」という、そこ はあまり上がってないんですけど、その横に「宗教団体の財政状況をちゃ んと積極的に公開しよう | なんてのは、かなり多いということで、どちら かというと宗教団体側に、いろんな活動をして欲しいと思っていることが 多いことが分かるんです。

経済的な活動としてうまくやっている例としては、例えば高野山の金剛 峯寺。有名な真言宗のお寺ですけど、東京の高輪に高輪別院というのがあ ります。このお寺は、地下が高輪変電所といって、東京電力の変電所になっ ています。こちらは、早くから都市部のお寺として、自分たちで収益をど うするかを考えたときに、土地を貸すということを考えた。だから改築す るときに、地下を変電所にして上にお寺を造る。これで長期の地下の使用 が設定されているので、安定的に収益が得られる。他にも神社でいうと、 京都に梨木神社という神社があるんですけど、これが京都御所のすぐ近く に、染井の井戸という名水が湧くので有名でした。僕が1996年ぐらいに行っ たときは、かなりこじんまりした感じでした。それが今は非常に綺麗にな りました。なぜかというとこの梨木神社というのは、細長い土地に神社が あって、こっちにご本殿があるんですけど、これを短くしようと。短くし て染井の井戸の先から神社だと、それ以外の土地にマンションを建てまし た。3階建てマンションを建てようとしたんですけど、神社本庁に、神社 らしくないと反対されていた。それに対して、梨木神社は、「じゃあ辞め ますしと神社本庁を辞めてしまいました。それとは別に今度は景観の問題 で、3階建て辞めてくださいと、2階建てに変わったということですけど。 ただそれによって、本殿の修繕費用を賄うことができた。別の問題として は後継者の問題です、富岡八幡宮のように、それが経済化の問題と結びつ いて反対されるということは結構あり、結構混沌としている。宗教団体側 も、いろいろと悩んでいる、やむにやまれず、いろんなことに変化して行 かざるを得ない状況なんだと思います。

今までの話の中から、もう1回話をまとめていくと、いわゆる経済的基盤というものをどんどん喪失しているというのが、今の宗教団体を取り巻く状況なのです。例えば、お墓は永代供養といって、最初にお金を払って、永遠にそこで供養してもらえるという前提でお墓を作っているわけです。もちろん、それに加えて一定期間ごとの管理費を払ったりする場合もあるわけですけど。ただ、永代供養については、一般の方とお寺との間で認識の違いが結構あって、いわゆるお寺の側は、永代供養というのは、「これからもこのお寺を支えていってくれますよね。だから永遠に供養しますよ」いうだけの話で、永代供養でお墓をお願いしたら、それであとはおまかせというシステムではないのです。しかもこうしたシステムは、どんどん崩壊をしている状況のなかで、お墓をはじめとした終末期の話を軸にして、

お金を集めることが、もう難しくなってきていると言われています。すで に永代供養墓を持っている方でも、代替わりすると、永代供養をしてくれ なくて良いという方も多くなっているのが現状のようです。例えば「永代 供養の墓の所有者の方は、お寺に年間5万円払ってください」と言われる と、「いや、5万円払うのは嫌だから、市がやっている公営の墓地に移る| という話になります。そうすると今度は移すときの問題が出てくるわけで す。お墓から改葬するとなると、改葬のための届出をしなければいけない ですし、お寺にどれだけ協力してもらえるかという問題が起きてきます。 そういった問題が目の前で積み上がると「じゃあもういいや」となってお 墓が放置される。そうすると結果として無縁墓が増えてしまうことになる わけです。これで終わりかと思うと、今度はお寺側が困るわけです。例え ば、東北の震災のときも大きく話題になったことがあります。お墓は別に コンクリートで固めたわけでは無く、ただ石が積んであるだけなので、地 震なんかがあると倒れることがあります。そうなると、そのお墓を元に戻 さないといけないですが、戻すのは、熊本の地震のときにはボランティア の方が結構やってくれたらしいです。ただ石が欠けたり、壊れたりして、 戻してもまた崩れるという可能性がある場合には、費用をかけて直す必要 が出てきます。そうすると、その費用は誰が負担するのかという問題にな ります。もちろん、こうした費用は通常お墓の持ち主が負担するというの が筋なのですけど、もしもそれが無縁墓だと、持主が負担しませんという 場合も出てきます。その場合どうするかというと、霊園の雰囲気とか価値 を毀損することになるし、通路に崩れている場合などはお寺の側で対処し なければならない場合も増えてくるわけです。お寺にいわゆる管理する人 がいないお墓というのが、どんどん増えていくということは、お寺にとっ ても後々ダメージを与えていくことになります。また、地方を中心に人口 減少して、過疎化していけば当然のように経済的な負担をする人も減って いくわけです。例えば、お寺の山門を建て替えるときに、1,000人檀家が いるのであれば、何千万円の費用を1,000人で分担すれば良いのですけど、 檀家の数が減って、100軒になってしまったら今までの10倍もお金を払わないといけない。そうなると、10倍は払えませんからできませんという結論に至ってしまうわけです。収益構造というか存続のための経済モデルとしてもう無理が出てきているといえるわけです。

更には、宗教法人における規則の話があります。代表役員のやっている ことがおかしいということで、責任役員が代表役員を辞めさせてしまって、 民主的に運営する。このように民主的に運営することになると、いわゆる お寺としては不都合な事態になります。つまり、檀家の言うことを聞かな いと自分がクビになってしまう。だから、これは不都合だということで規 制を強化していくという団体が最近多いようです。つまり、責任役員は代 表役員を選ばなきゃいけない。その責任役員を信者や檀家が選ぶのではな くて、全然地域に関係ない他のお寺の住職さんなんかを入れたりする場合 もあるようです。お互いに株の持ち合いみたいになって運営するとなると、 結果として信者さん・檀家さんの意向と代表者の役員の意向というのはズ レが大きくなっていくことになります。ひどくなると、地域の宗教コミュ ニティの崩壊へとつながるのです。それから、情報開示に関してもズレが 出ています。いろいろな情報を出さないという宗教団体はいっぱいあって、 罰金を払っても出さないという団体もあります。これだけ世間が情報を重 視する社会になって、ご飯食べに行くのだって、みんなネットで情報を調 べてからしか行かないっていう時代ですよ。どういう財務状態か、どうい う運営をされているかという情報が全然分からない宗教団体と今後長く付 き合っていこうという市民は当然減少する一方だと思います。これもどち らかというと、宗教団体にとってはマイナスに働いてしまう。それから、 地域のコミュニティーも崩壊をしている、先ほどのアンケート調査の結果 でもお話したのですけど、やはりお寺というのは、特に地域と結びつきが 非常に強いわけです。地域のコミュニティーが崩壊していくと、当然そこ の中心だった宗教法人、特にお寺なんかの役割というのは希薄化していく ことになります。そうすると、地域においてお寺のいわゆる存在意義が、

どんどん薄くなっていってしまって、みんなで守ろうとか、守っていこうっ ていう意識は、だんだんと無くなっていってしまう。それから公益性は、 そもそも市民に理解されているのかという視点もあります。いわゆる公益 があるから、宗教の自由があるからという理由だけで、いろいろな点で例 外を認めて守っていくという考え方は、コンセンサスが得られなくなって います。こういう背景があると、公的にどう保護していくのかというのは なかなか難しい問題になっていくわけです。この話は僕、出たときにおも しろいなと思いましたが、いわゆるお寺の住職さん向けの雑誌というのが あって、そこでこの間とりあげられていたのは、「ポケモンGO | 目的の 侵入者をなんとかして境内から追い出したいというような話でした。お寺 の意識はだいぶ変わったなと思いましたね。お寺って、門前町じゃないで すけど、人が集まるところでいろんな人が出入りするのが当たり前という 感覚でしたが、関係ない人が入ってくる、ポケンモンをやる、ゴミを散ら かす可能性がある、だからお断りだということのようです。粋なあるお寺 さんは、そういうのを超越していて、「ポケモンは、仏様のお恵みだから 感謝して、お参りをしてから存分に捕獲してください」という張り紙をし たということです。「ゴミを捨てたりしないでくださいね!ということを、 柔らかく言う。これがいわゆるお寺の、宗教の懐の深さかなと勝手に思っ てしまいました。

ソーシャルキャピタルという言葉が、最近流行ってきて、宗教団体が、 実際どういうふうに社会において、位置づけられるべきなのかというのは、 研究の対象になっています。自分のためではなくて、人のためにどうして いくかという利他主義的な社会貢献を、実際宗教団体はやられているんで す。いろんなことをやられてはいるんですが、市民が期待しているものと のズレがあるせいか、市民がやっている事自体を知らない。そして、それ は市民に求められている規模ではないという部分もあるようです。これは 別のデータですが、被災地の宗教を信じる人の割合は、一時的に増えるの ですけど、数年経つと元に戻るようです。つまりちゃんと根付いてはいな いということになると思います。実は、我々の社会、特に日本は、無自覚な 宗教性と、透明な宗教性というのがあるけれども、それをいわゆる認識で きたり、いわゆる理解できたりという状況はなかなかないと言えると思いま す。

社会学、宗教社会学の話になりますが、利他的な行動と信仰心は、正の 相関にあると言われています。単純に考えると、宗教団体に属している人 のほうが、人のために何かをしてあげようという傾向があるということが海 外での調査で出ています。さらには、宗教代表者が利他主義的であると、 信者にその価値観が影響するとうことも研究結果として出ているようです。 この話を前提にして、他方で宗教団体の皆さんは、市民が宗教に無関心で あることに非常に問題意識を持っておられるようです。市民が宗教に無関 心だから、我々がやっていけないとおっしゃる方もいるけれども、果たし てそうなのでしょうか。私自身、市民は宗教に無関心なのは、実は宗教が 市民に無関心なことの裏返しなんじゃないかという問題意識をもっていま す。では、どうしたらこうした状況を改善していくことができるかという点 について、私の意見は宗教団体の公益性に対しては、国の援助を強化すべ きだと考えています。宗教団体の活動について、物足りないという人たち の中では、宗教団体に対して援助すべきでないという人が多いんわけです が、僕自身は、もっと援助していくべきではないかと思っています。ただし、 それと並行して運営における透明性・財務状態の透明性というのは、どう しても必要だと思います。その上でそこに信者さんたちの意向が反映され てくれば、まさに公益性というものを見出すことができるのではないかなと 思います。そうした背景のなかで寄付金税制については、かなり見直さな ければならないと思っています。さきほどもお話したとおり、寄付金につ いては、受け取る側の宗教団体は税金かかりませんが、寄付する側につい ては、必ずしも非課税というわけではないのです。宗教団体への寄付を非 課税にすべきかという点については、ずっと議論としてありますけども、宗 教団体側としてはあまり前向きではない面もあります。宗教団体としては、 もしも寄付金税制で寄付する側を税金上優遇するという話になると、領収書を出さなければならないという点も大きいようです。宗教団体としては、寄付に対して領収書を出すことについて、「宗教団体の教えや宗教行為は対価性のあるものではないから、お金を貰ったから領収書を出すという行為は違うんだ」というようなニュアンスの主張をされます。部外者からみれば、お布施として貰ったものとか、寄付金として貰ったものについて、自分のポケットに入れずに、ちゃんと団体の運営に使っているのであれば、領収書を出して財政的に透明化することについて、何の問題もないのではないかなと思います。

こうした制度の整備とともに、宗教団体には公益活動の強化を期待せざ るを得ないです。ただ、宗教団体に対して我々が期待する公益的活動って いうのは、何もみんながやらないことやってくれっていうことではなく、 もっと市民に寄り添った活動をすべきではないのかという問題意識です。 最近の例で言えば、スマホゲームの「ポケモンGO」で散策するひとが境 内地に入ってくるという問題について、宗教団体側は、部外者の境内への 立ち入りが迷惑だとか、ゴミの投棄などでけしからん、もってのほかだと かという視点で話をするのではなくて、せっかく来てくれる人がいるの だったら、そういう人たちとどのような対話ができるかというような前向 きな視点を持ってほしいと思います。それだけでも一種の公益的な活動だ と思います。こうした現状をより良いものにどのように移行していくかと いうのが、我々の今後の課題ですし、そのためには、今まで長々とお話を した宗教団体の側の認識、それから我々市民の側の認識の間にあるズレを 認識するというスタートラインをはっきりしておかないと、今後宗教団体・ 宗教法人が生き残っていくってことはできないんじゃないかと思います し、それは我々市民にとっても文化的に大きな損失になるんだと思ってい ます。本日は、具体的な法律のお話というよりは、背景がどうだというお 話しを中心にさせていただきました。私からは以上です。ありがとうござ いました。